

國學院大學學術情報リポジトリ

本吉法印神樂の継承とその神謡に関する調査報告

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉野, 裕 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001092

本吉法印神楽の継承とその神諷に関する調査報告

吉野 裕

「法印神楽」は気仙地域から宮城県旧遠田郡にかけての地域に伝わる神楽のひとつで、「法印」と呼ばれる修験者とその末裔が中心となり、継承してきたものである。この神楽は記紀神話を主な題材とし、舞手が台詞「神諷」を詠じながら奉納する点に特徴がある〔宮城県教育委員会編：一九八一〕。宮城県旧志津川町・北上町（現南三陸町・石巻市北上町）在住の法印たちもそのひとつである「本吉法印神楽」を伝えてきた。一九六四（昭和三九）年、彼らは神楽を継承するために「本吉法印神楽保存会」を組織するとともに、近隣の他の保存会に対し、技術指導・祭礼道具の貸与・舞手の派遣などの支援を行い、宮城県北部を中心に広がる「法印神楽文化圏」の形成・維持に貢献した〔千葉：二〇〇〇、吉野：二〇一〇〕。

二〇一一（平成二三）年三月に発生した東北地方太平洋沖地震（M：九・〇）とこれに起因する巨大津波は、本吉法印神楽保存会の活動拠点である戸倉神社（南三陸町戸倉）や、その会員たちが代々守ってきた社―たとえば釣石神社（石巻市北上町十三浜）―の建造物・石造物・祭礼道具を破壊し、また、押し流し〔神社新報社編：二〇一六〕、同

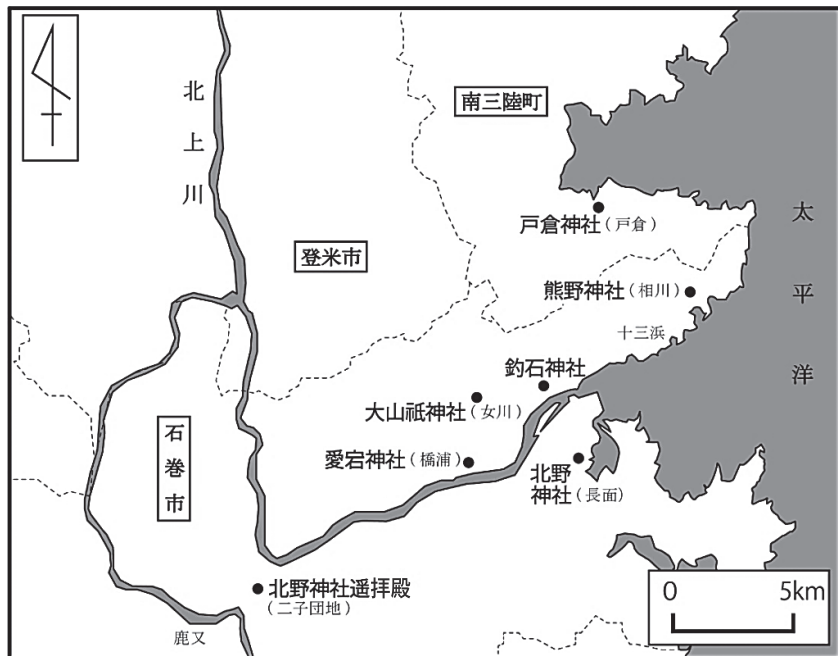


図1 研究対象地域の概要（令和期）（現地調査をもとに作成）

保存会の活動を停滞させた（図1）。さらに二〇二〇（令和二）年春季には、新型コロナウイルス感染症の波が東北地方にも及んだ。だが、このような状況下にあっても、二〇二一（令和三）年現在、本吉法印神楽保存会は北上町女川おながわ法印神楽保存会（石巻市北上町女川）と連携しながら、これらの災厄を克服し、その命脈を保っている^①。

先述のように本吉法印神楽保存会は「法印神楽文化圏」の維持に貢献してきた団体であり、今後、法印神楽に係る調査・研究を行う上で看過してはならない事例のひとつとなっている。筆者は二〇一八（平成三〇）～二〇一九（令和元）年にかけて、その伝承地において本吉法印神楽の歴史的背景・現況などについて現地調査を実施した。この間に、本吉法印神楽の神謡などを記した二点の冊子―『本吉法印神楽の解説と神謡並に型』・『本吉法印神楽の解説と神謡』―（いず

れも本吉法印神楽保存会作成、昭和期)の複写物を閲覧する機会を得た。そこで本稿では、吉野(二〇二〇)に引き続き、東日本大震災以降の本吉法印神楽保存会の活動状況について簡潔に報告するとともに、同保存会が作成した二点の冊子の内容を可能な限り紹介し、「今後の法印神楽研究」の基礎的資料を提供することとしたい。

一、本吉法印神楽の現況―東日本大震災と新型コロナウイルス感染症拡大を経て―

二〇一九(令和元)年秋季、東日本大震災をのりこえた本吉法印神楽保存会は北上町女川法印神楽保存会とともに、北野神社(石巻市長面)・熊野神社(同相川)・愛宕神社(同橋浦)の祭祀に招聘され、それぞれ、九月二九日・一月六日・一月二〇日に法印神楽を奉納した(図1参照)。筆者は上記のうち、北野神社の祭祀において昼神楽の、また愛宕神社の祭祀時に昼・夜神楽の調査を行った。

北野神社は石巻市長面を鎮座地とするが、同社は東日本大震災の折に津波によって社務所・手水舎などを喪失した(「神社新報社編」二〇一六)。その後、長面の住民の多くが石巻市二子団地に移住した。これを受けて、二〇一八(平成三〇)年、北野神社の宮司が崇敬者の便宜を図るべく、同社の遥拝殿・祈禱殿を二子団地内に建設し、そこで祭祀を実施するようになった。東日本大震災以前、両保存会は北野神社の祭祀時に同社境内で神楽を奉納していたが、二〇一九年に二子団地に公民館施設「二子団地二子東絆会館」が建設されると、その縁側を楽屋とし、そこに接続する庭に神楽舞台を設えた。九月二九日の祭祀には二子団地だけではなく、近隣の鹿又・十三浜などの住民たちが神楽見物のために会場を訪れていた。昼神楽では最初に演目「初矢」が披露された。この演目は昼神楽の冒頭で必ず奉納されるもので、以後、演目は国生み・国土創造を表現した「四天」、本吉法印神楽の演目の中で最重要視される「磐戸開」、伊弉諾尊と伊弉冉尊の黄泉平坂での争いを題材とした「作々結」、玄人好みの演目とされる

「空照」、そして「魔王（魔王神璽）」と続いた。

また二〇一九年一〇月二〇日に、同保存会は愛宕神社の祭祀において昼夜二部制で神楽を奉納した。昼神楽では「初矢」・「三天」・「磐戸開」・「魔王」・「五矢」・「作々結」の順番で六つの演目が披露された。これらのうち「三天」は「四天」の舞手数を一名減じて奉納するものである。このため、「三天」と「四天」は同一の演目とみなされる。「五矢」は、素戔嗚尊と蘇民将来の説話に因んだ演目で、その奉納時に数名の地域住民に御神酒の振舞いがあり、余興的な要素が強い。夕刻になり、演目「作々結」などが納められると昼神楽は終了となり、約一時間半の休憩に入る。地域住民たちは一旦帰宅し、夕食を済ませてから愛宕神社に再度集合した。

一八時より、愛宕神社において猿田彦の舞である「道祖」が奉納され、夜神楽の開始となった。これに続いて、夫婦和合の舞である「白露」、鬼門に存在する目に見えない災いを打ち祓うが、その舞手の寿命を縮めるという伝承をもつ「鬼門」、素戔嗚尊が荒ぶる八岐大蛇を成敗する「叢雲」、そして、竜王の娘の化身である豊玉姫と、その夫となった彦火火出見尊の激しい交戦が見所となっている「産屋」の四つの演目が披露された。最後に舞手が神楽面を外し、太刀を採物として「ちらし」の舞を奉納すると、夜神楽の終了となる（表1）。

筆者が実施した二回の祭祀調査と本吉法印神楽保存会に対する聞き取り調査から、令和期の段階で、同保存会は北上町女川法印神楽保存会との連携のもとで、「初矢」・「三天（四天）」・「磐戸開」・「魔王」・「五矢」・「作々結」・「道祖」・「白露」・「鬼門」・「叢雲」・「産屋」・「空照」・「荒神」・「橋引」・「神拜」・「日本武尊」・「醜女退治」・「所望分」・「普照」・「湯之父」・「蛭子」などの演目を伝えていることが明らかになった。⁵⁾一九八一（昭和五六）年に刊行された『宮城県の民俗芸能』によると、昭和五〇年代頃、本吉法印神楽保存会には九名の法印が所属しており、彼らは一二の演目を奉納し得ていたという。よって、東日本大震災以降、同保存会は昭和初期よりも多くの演目を継承していると言える。



写真4 空照 (2019年)



写真1 初矢 (2019年)



写真5 魔王 (2019年)



写真2 磐戸開 (2019年)



写真6 叢雲 (2019年)



写真3 作々結 (2019年)



写真7 産屋 (2019年)

※写真1～7は筆者撮影

表1 石巻市北上町愛宕神社における本吉法印神楽の奉納の日程（2019年）

	時間	概要
昼神楽	13:30	演目「初矢」を奉納。
	13:55	演目「三天」を奉納。
	14:15	演目「磐戸開」を奉納。
	15:10	演目「魔王」を奉納。
	15:35	演目「五矢」を奉納。見学者に御神酒の振る舞いあり。
	16:10	演目「作々結」を奉納。
	16:35	素面で「ちらし」を舞う。その後、昼神楽は終了となる。
夜神楽	18:00	演目「道祖」を奉納。
	18:35	演目「白露」を奉納。
	19:05	演目「鬼門」を奉納。19:40頃、綱切が行われる。
	19:40	演目「叢雲」を奉納。
	20:05	演目「産屋」を奉納。
	20:50	素面で「ちらし」を舞い、舞納めとなる。

(現地調査をもとに作成)

二〇二〇（令和二）年春季から二〇二一（令和三）年一〇月に至るまでの期間、両保存会も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、神楽の練習・奉納を見合わせていたが、二〇二一年一〇月七日より神楽の練習を再開した。近年、小学生が神楽の練習に加わり始めたこともあり、後継者の育成に一層励んでいるという。

二、本吉法印神楽の神謡とその変化

近代期以降、法印神楽の神謡・歴史的背景などに関する研究が蓄積されてきた。その鎬矢となったのが、牡鹿法印神楽（石巻市湊）を中心に取り上げた本田（一九三四）である。これ以降、気仙沼市の本吉太々法印神楽、登米市の上町法印神楽、石巻市雄勝町の雄勝法印神楽に関する詳細な報告書が刊行され、研究は徐々に進展を遂げた〔本吉太々法印神楽保存会編…二〇〇四、上町法印神楽保存会編…二〇〇四、雄勝町教育委員会編…二〇〇〇〕。その一方で、本吉法印神楽の神謡に関する研究は進まず、これに係る情報を本田（一九三四）から得る以外に

ないという状況が続くこととなった。本田安次は著書『陸前濱乃法印神楽』の中で、牡鹿法印神楽の神謡を詳細に紹介したが、その際に、これが本吉法印神楽の古記録―『遠藤氏本』（明治三〇年代。釣石神社宮司家で所蔵していたが、二〇一一年に津波により流失）と『菅原秀傳本』（年代不明）―記載のものとの点で異なっているか、一文字単位で指摘した。したがって、我々は本田の著書を通じて近代期の本吉法印神楽の神謡をある程度復元できるが、それ以降の同神楽の神謡に関する基礎的な情報を欠いており、まずはその入手に着手せねばならない状況にあった。

ところが、筆者が現地調査を行った結果、釣石神社が、本吉法印神楽の神謡を記した次の二点の冊子の複写物を所有していることがわかった。そのうちの一冊は一九六七（昭和四二）年頃に硬筆で著された『本吉法印神楽の解説と神謡並に型』（以下、『昭和四〇年代本』と称する）で、もう一冊は一九八六（昭和六一）年に完成した『本吉法印神楽の解説と神謡』（同『昭和六〇年代本』）である。これら両冊子はいずれも、当時の本吉法印神楽保存会の会長工藤祐雄氏の手によるもので、判読が困難な部分は若干あるものの、同保存会が継承してきた二一演目の神謡・型・解説や、当時の舞手たちの本吉法印神楽に対する認識の在り方などが比較的詳細に記されており、非常に興味深い。

その後、筆者が『陸前濱乃法印神楽』中の本吉法印神楽の神謡に係る記述と『昭和四〇年代本』記載の神謡を比較したところ、両者間には大きな差異がみられないことが判明した。だが、『昭和四〇年代本』と『昭和六〇年代本』の内容を比べてみると、これらは同一人物が著した冊子であるにも関わらず、神謡の各所において文言の加筆・省略などの変更が加えられていたことも明らかになった。以上を受けて、本稿では『昭和四〇年代本』を底本として、その表現が『陸前濱乃法印神楽』から復元できる近代期の本吉法印神楽の神謡、ならびに『昭和六〇年代本』より把握可能な一九八六年当時の神謡とどの部分で異なるのか、凡例を用いて示していく（凡例）。なお、他の法印神楽保存会の神謡との比較もすべきだが、これについては稿を改めて報告する予定である。

【凡例】

・『陸前濱乃法印神楽』では確認できるが、『昭和四〇年代本』中にみられない表現を〈 〉内に記した。これとは逆に、『陸前濱乃法印神楽』では確認できないが、『昭和四〇年代本』においてみられる表現については網掛け■を施した。また、『陸前濱乃法印神楽』と『昭和四〇年代本』で表現が一致しない部分に関しては 〈 〉の記号を用いて示した。その際に、傍線のみ部分に『昭和四〇年代本』の本文を、そして 〈 〉内に『陸前濱乃法印神楽』中の表現を記載した。

・『昭和六〇年代本』ではじめて確認できる文言を【 】内に記した。また、『昭和四〇年代本』と『昭和六〇年代本』で表現が異なる部分については 【 】で表した。このような場合、傍線のみ部分に『昭和四〇年代本』の本文を、【 】内に『昭和六〇年代本』中の文言を記載した。

・『陸前濱乃法印神楽』・『昭和六〇年代本』の両者において同一の表現が用いられているが、これが『昭和四〇年代本』に記載されていない場合、その文言を〔 〕内に記した。さらに、『陸前濱乃法印神楽』・『昭和六〇年代本』で同じ表現が使用されているが、これが『昭和四〇年代本』のものとは異なる場合、その部分を〔 〕で示した。傍線のみ部分に『昭和四〇年代本』の本文を、〔 〕の部分に『陸前濱乃法印神楽』・『昭和六〇年代本』中の表現を記した。

・『陸前濱乃法印神楽』や『昭和四〇年代本』で確認できた表現が『昭和六〇年代本』において省略されている場合は、その部分を……で示した。

・『陸前濱乃法印神楽』・『昭和四〇年代本』・『昭和六〇年代本』中の神謡の表現がすべて異なる場合については

〈 〉【 】の記号を用いて示した。傍線のみ部分に『昭和四〇年代本』の、〈 〉の部分に『陸前濱乃法印

神樂』の、そして同じく「」に『昭和六〇年代本』の文言を記載した。なお、『陸前濱乃法印神樂』・『昭和四〇年代本』・『昭和六〇年代本』中の神謡の表現・構成が大幅に異なるなど、凡例の表記が複雑になる場合は、別に筆者注（**筆者注**）を設けた。

・『陸前濱乃法印神樂』・『昭和四〇年代本』・『昭和六〇年代本』中の表現の相違が旧字体と新字体、平仮名と片仮名、読点と句点程度の軽微なものである場合は、特に指摘しないこととした。

・「□」は判読が困難な文字であることを示す。

・『昭和四〇年代本』掲載の神樂の型は、『陸前濱乃法印神樂』記載のものと重複する。よって、ここでは省略することとした。

三、本吉法印神樂の神謡の比較―『本吉法印神樂の解説と神謡並に型』を底本として―

一、初矢

○解説 萬物創造の根元の神天御中主神の舞といふ。神樂の最初に舞ふ故に初矢といふか。又その爲に天地創造の神の舞といふか。「神謡」（かんなぎ）から見れば句句迺馳（久久能遅）神の舞であらう。久久能遅神は諸冊二神が国生の後、水の神・風の神に次いで生じた木の神である。それで、久久は草木の立ち伸びるさまをいふことから萬物の初めに芽生え出る貌を表現したものと思はれる。⁶⁾

○神謡

1. 木徳たり木徳たり、木徳大王得御先、泉よりこそ徳は玉（給）はる。へおもしろし、かみあそびへ

2. 萬(ツ)代の種はあれども句句(々々) 迺馳を、親と定めし神の代としれ。(刪) おもしろし かみあそび
3. 東方に明き塞がりはなきものを、(刪) 吾れにからだせり日廻りの里。
4. 千早振る千歳(セ)の帯は解(ト)くにとか(解)れぬ、(刪) 肩をならべて解けばとかるる。
5. 山の神育ちはいづこ奥山。

二. 道祖

○解説 猿田彦神の舞で、東西南北に通ずる通を開き、人に神の道を教へる舞。別名「種播」ともいはれてゐる。それは「撒米」の所作が主で、米を三宝にのせ、この米を四方の神々と天の神に奉る舞である。尚「初矢」は晝神楽の最初に舞はれるのに対して、この神楽は夜神楽の最初に舞はれるのが例である。この舞には神謡の代りに祝詞と神歌がある。

○祝詞

欽上再拜々々掛卷久母畏(間久茂畏コ)キ当社御祭り、御神樂ノ起リト者、天磐戸ノ其【一】昔、八百萬ノ神等
高天ノ原ニテ天照(ス)皇大(太)神ヲ冷【鎮め】シメ玉【給】ウヨリ代々ニ伝エ来【つ】テ宮津古行ヒ奉リ
(天津神国津神平冷(鎮)米奉(天)、天下泰平国土安穩ノ(何々)御祭り事也

抑今日祭り奉ル当社大(太)御神ハ、天地ノ神ト一躰ニシテ、天ノ小宮ヲ迂シ齋イ奉リテ、今日冷【鎮】シメ、
百ノ産土豊榮登リ、諸ノ障リヲ祓イ申シ、八百萬ノ神等平ケク安ラケク御見シ【ソナハシ】座セト祈リ禱ル所ナ
リナラシメ玉【給】エト敬【つて】白ス。

注―神籬に向つて東に立つて奏上するが、「：祈り禱ル：」の所から哥いながら、右左右と一步踏み出して東に立つ。

○神歌

へ物毎ニ起ル意ヲ祓ヒ見バ、何レノ神カ障リ有ルベキ⁸⁾

へ見ルモ知レクレ〔久禮〕モ御親ノ二柱、〔^刪〕是レ天地ノ神ト言ウナリ⁹⁾

へ一 此ノ米ヲ蒔タビ毎ニ神垣ノ、^刪和光ノ利益イヨマサルラン

へ二 笹ノ葉ニ玉ノ湯花ヲ奉ル、^刪萬ノ神ハウケテヨロコブ

へ三 頼モシナ是ク愚ヘカヘナル浮身サエ、^刪御子ノ胤トテスメル我が国

へ四 神道ハ千道百道道七つ、^刪中ナル道ハ神ノ通〔^ひ〕路

へ五 久方ノ天ニ昇リシムラ〔群〕雲ノ、^刪劍ハ今モ世々ニ伝ハル。

筆者注

『昭和六〇年代本』では、神歌「へ物事ニ起ル……………」、祝詞「欽上再拜々々……………」、神歌「へ見ルモ知レ……………」、祝詞「抑今日祭り……………」、神歌「へ三 頼モシナ……………」、神歌「へ一 此ノ米

ヲ……………」、神歌「へ二 笹ノ葉ニ……………」、神歌「へ四 神道ハ……………」、神歌「へ千早振る石の

鳥居に注連はりて、^刪今日よりは悪魔来たらず」、神歌「へ五 久方ノ……………」の順番で唱えている。

神歌「へ千早振る……………」は『昭和六〇年代本』ではじめて確認できる文言である。なお、現在も

おおよそこの順番で神歌を詠じている。ただし、神歌「へ千早振る……………」を歌いあげる頻度は低

いようである。

三・両天・三天・(四天)

○解説 祓の神楽と見るべきであり、全国的に見て念仏踊に見る所がある。岩手県の「鬼剣おにけんばい」に似ている所が多い。尚「四天」は本吉神楽会のみ。^⑩

○神謡 なし。

○型 当本吉神楽会では次の上段四つの祓としている。中・下段は参考。

一、地祓

牡鹿 大祓

氣袖沼 外祓

外祓

小脇祓

内祓

天祓

注連切

地祓

四方祓

太刀のちらし

天祓

最後は太刀御神楽で舞納める。(ちらしとなる) 四方祓

四・白露(神拝)

○解説 天神七代地神五代の天神七代目伊弉諾・伊弉冊の二神が、天の浮橋の上に立ち國土を産み、即ちこの大八州の国造の後、諸の神様方をお産みになるの体である。尚他地方では「しらつゆ」と云ふ所あるも当地では「はくろ」と言ふ。

「神拝」ニばいハはいハいで、目合のはい、合はむすぶであり結婚することである。

注、この神楽は当神楽会の秘伝であり、今は他地方では絶えてゐる。

五、磐戸開

あまりにも有名であり、これこそ神楽の始めといはれるもの。その上各地において舞れてゐるし、南部神楽でさへも舞ふことある程で何方も大同小異である。尚この舞には本吉神楽は勿論他にも型は無いので、舞ひの順に従つて神諷を記して置く。

先づ最初に引立烏帽子に幣を持つたつけ（知慶。神楽の物語を解説する存在）が出て舞ひがあり、その後神諷。

「抑神代ノ昔、天（ノ）岩【磐】戸ノ始メヲ委ク尋ヌルニ、素戔嗚尊、日ノ御神ノ為ニ為行甚悪ク（無_レ状）品々
 侮リ為給（玉）ヘバ、皇御大（太）神ハ、天□（ノ）岩【磐】窟ニ入セ給ヒ（玉）ヘテ、岩【磐】戸ニ（ヲ）閉
 ザ隠レ座ス【せる】故ニ天ガ下常闇ノ夜トナル也。」

次に素戔嗚尊が現れる。面の口はあいてゐる。神諷は、

「天神七代地神五代、国津神ノ始是也。」

次に手力雄尊が現れて、その神諷は次の如し。

「高皇産靈（ニバ）ノ靈（神）、手力雄ノ荒御先トハ自ガコト（亘）ナリ。」

次に、天宇受売命が現れる。ネリを二舞ほどして中央へ座す。

次につけ再度立つて、岩戸前の安河原の会議から神楽を奏すいはれを物語る。

「其ノ御時八百萬ノ神等愁イ悲【み】テ、天ノ安河原ニ集リ、種々ノ議リコト（亘）ヲ為シ給フ。天ノ香久【具】
 山ノ五百箇眞神（坂樹）ヲ根握（堀）ニシテ、磐戸ノ前ニ立【て】、上枝ニハ八瓊ノ五百箇御統ノ玉ヲ懸【け】、
 中枝ニハ八咫ノ鏡ヲカケ、下枝ニハ和幣ヲカケ、湯ヲ立【て】、燎ヲ焚【き】、常世ノ長鳴鳥ヲ令唱【合唱しめ】、

天兒屋根命〈尊〉ハ諄辞ヲ言ク〔言ヒ〕〔言さく〕手力雄尊ハ岩【磐】戸ノ側ニ立【ち】、天細女命〈尊〉ハ香具
 〈久〉山ノ眞榊〈坂樹〉ヲ以テ鬢トナシ、蘿ヲ以テ手纏トナシ、笹ノ葉ヲ手草トシテ、神懸シ作俳優ス、八百萬
 ノ神等諸共ニ【夜良面白ヤト】茅萱ヲ持【以】【持ち】テ舞給【玉】フ。」

次に宇受売命立つて鈴みかぐらを舞ふ。終つて
 次につけ三度立つて、物語を続ける。

「其御時天照大〈太〉神ハ何トテ是嘍楽ム哉トアヤシミ御思召テ岩【磐】戸ヲ開カセ給【玉】ヘバ、手力雄尊ハ
 御手ヲ給【玉】ハリテ、瑞ノ新殿ニ遷シ奉レハ、中津国モ照リ耀キ、八百萬ノ神等ヤ【あ】ラ面白ヤト、茅萱ヲ
 振捨給【玉】フ【ナリ】。」

次に手力雄尊の荒型の舞ひがあり。

「多根ヲ〈乎〉麻伎、シキヲスキ〔志支多志〕、磐戸ノ扉ヲ押開キ〔乃止比良^平打久多支〕、今コソ大神顯レ給フ〔計
 曾大神顯^志給^布〕【こそ大神を顯し給ふ】。」

次に大神の出現、一同平伏して、

胴「今マデハ 天ノ岩戸【磐屋】ニ閉ヂク【コ】モリ 今ゾアラハル【こそいでます】 天照大神。」

手力雄「サクラノ声〈こえ〉コソコ、ニ聞エケル カノ御神楽ノ音ノヨキ。」

次に一同立つて静かに舞ひ、つけが大神の千早の袖を取つて楽屋に入る（素戔嗚尊も楽屋へ入る）。

手力雄命残る。つけが面を替えて猿田彦命となつて出てくる。「素戔嗚尊ニ物ヲ申サン。」

次に

「其御時〔後〕八百萬ノ神〔等〕共ニ議【り】テ〔罪ヲ〕素戔嗚尊ニ帰【キ】シテ、根ノ国ニ【追い】被ハント

五部ノ神方千座ノ置座ヲ以テ責メ、神祓【い】ニ祓【い】給【玉】フ。
次に手力雄尊と素戔嗚尊のせめ合ひがあり。素戔嗚尊が鉾から太刀まで戦い、太刀を納めて幕に入る。手力雄尊一しきり勇みて幕となる。

六、叢雲

此の神樂にも型は無い。舞に従つて神謡を記すこと、する。素戔嗚尊が筈の川上に八岐大蛇を退治して叢雲劍を取出す。舞ひといふより劇である。手摩乳と足摩乳（足ハ父、手ハ母）が八岐大蛇から八番目の娘稲田姫を中にして守り、嘆き悲しんでいる所へ素戔嗚尊が尋ねて来て、これを救うのであるが、この神樂では、大蛇の縫いぐるみ（註）を舞台の天井（大場＝大乗）に吊し、これを紐で操り、尊がこれと戦い、頭の紐を切るのである。見所は、父母の悲しみと、大蛇の操作である。

足摩 「夫【れ】自ハ清地ノ里ニ住ム足摩乳ニテ候、然ルニ此【の】奥、筈ノ川上ニ八岐大蛇出テ【住み】、山谷ヲ蝙蝠
【つ】テ人民（々々）ヲ喰盡ス。今宵ハ吾カ姫ノ番ニ（相）当ル、【いかに】手摩乳、姫ヲ伴ヒ給【玉】ヘヤナウ。」
次に姫持物なく、胸前に両手を合掌し、手摩乳の後に付いて出る、手摩乳は扇を持ち、片手で姫の千早を握み連れ立つ形で舞台に出て一の座（面正）に立つ、手摩乳、足摩乳共に姫を庇ふ仕草あり。

足摩 「稲田姫今宵ハ大蛇ノ餌食ト成【や】、嗚呼等悲シヤナウ。」

手摩 「如何成【なる】者カ親ト成【なり】、子ト成リテ、斯【箇】様ノ患目ニ逢【う】コト【亘】カ、嗚呼ラ名
残惜ヤノ稲田姫。」

姫「嗚呼等恨メシヤ情ナヤ如何ニセン、ア、悲シヤナウ（悲耶如何ニセン云何ニセン）。」
次に素菱鳴尊^{せめ}の拍子で舞に出て一舞する。その間足摩乳は、姫と手摩乳を庇ふ振りあり。

素菱「應奴ハ素菱鳴尊也、是ハ何トテ嘆キ給フヤ（是ハ何爲嘆キニテ候ゾヤ。あるいは此所^所夜久良比^乃御神如

何奈留事^{何奈}如比奈祁伎給^{何夜}」。

筆者注 『昭和六〇年代本』では、右の素菱鳴尊の神謡は「應是ハ素菱鳴尊也、やくらいの御神達、如何なる

ことにて斯く悲しみ給ふや。」となっている。

足摩「下官共ハ足摩乳、手摩乳ト申者ニテ候ガ、〔然るに〕此〔の〕河上ニ八岐〔の〕大蛇住〔み〕テ〔山谷を
かけ渡り〕人民ヲ喰盡シ、吾ガ子モ既ニ此〔の〕子迄、八少女ニ及〔び〕テ皆大蛇ノ餌食ト爲ル、今ヲ限
リノ別レ路ニ、纏倦〔き〕悲ミニ泣〔き〕伏給〔玉〕ウナリ。」

この間、大乗下に吊しある大蛇しきりに動かず。尊これを見込みつ、せめの振ありて。

尊「実々〔実〕に々々もつともなり」此〔の〕奥高嶺萬天ノ頂ヲ見上ル〔山〕ニ、八色ノ雲^{たなびき}□□渡〔つ〕テ〔見
得候程ニ〕、サナガラ常ノ気色ニアラズ、依テ怪シク思ヒ、始終ヲ見ント分〔け〕入〔つ〕タリ。如何ナ〔成〕
ル大蛇ニテモ退治ス也〔ベシ〕、依テ〔テハ〕〔つて〕心安カ〔な〕ルベシ〔キヤナウ〕。」

足摩「扱ハ大蛇ヲ退治〔シ〕給ハ、〔玉ウナラハ〕、姫ガ命〔チ〕助カルナリ。嗚呼等難^レ有ヤナウ。」

尊「應〔々々〕大蛇ヲ退治スル上ハ、姫ヲバ自ガ后ニ奉ルベキ耶。」

足摩「然バ勅ニ從〔つ〕テ、姫ヲ后ニ奉ルベシ〔キヤナウ〕。」

手摩「嗚呼等難^レ有ヤ、姫ハ尊ノ后トヤナウ。」

尊「依〔つ〕テ〔而ハ〕装束ヲ改メ大蛇ヲ退治申サン〔致サンヤナウ〕。」

次に足摩乳と手摩乳が退場し、少し置いてから姫が大蛇を見込みつゝ退場。次に尊は大乗下の大蛇と戦ふ。

尊「夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁（夜句茂多蒐 伊都茂夜霸

鐵岐 蒐□語味爾 夜霸鐵積蒐俱廬 贈酒夜霸鐵岐遠。」

この舞ひでは、豫め舞台の天井、即ち大乗の下か或は大乗の代りに、大蛇の作りものを吊し、大蛇の出に至ると平服の者が、是を紐で操り、尊と戦はせるのである。この舞は今や当本吉法印神楽以外では見られなくなつた。こゝでも今年（昭和四十二年旧八月十五日、志津川八幡神社の祭典に当り）、三十数年振りで復活し得たのである。

七、魔王神璽

解説 この神楽にも型は無いので舞の順序に神諷を主として記録し、その都度解説する。

・この神楽は、素戔嗚尊が魔民善導の舞で、国内的には不良化防止であり、国際的には外来の大陸思想防止の戦を意味するものである。

・つけーギリシヤの古い芝居にも、これに似たロゴスといふのがあり、その芝居の説明役をするもの。

つけ「夫吾朝の主（シ）、天照大（太）神ハ、猿田彦ノ道タル人倫ノ本源ヲ弘ント如何程【幾度】カ精誠ヲナシ給

フ處ニ、魔王来ツテ種々ノ防ヲナス。如何ニ素戔嗚尊ハ無キ（歟）ヤナウ。」

尊【応】コレ（是）ハ何事ニテ候ヤナウ（フゾヤ）【ヤ】。

つけ「夫我国ノ神ノ道ヲ弘【教】ント天照大（太）（神）精誠ヲナシ給フトイエドモ【コロニ】、魔王魔群ヲ引

牟【率】テ幾度カ来ツ【たり】テ道ニ横塞カル（畝ル）【たわる】。防グニ違アラズ。如何ニモ退治シ給（玉）ヘヤナウ【り】。

尊「大魔王幾千萬来【たる】トイヘドモ、我【が】神力ヲ以テ忽ニ退治スベシ、喻ヘバ地ヲ分【け】降ルト（イ）エドモ退【追】翔追（翔）退治申サン（ス也）。何ヨリ心安カル可耶【や】ナウ。」

つけ「然ラバ宜シク【取】議リ【ライ】給（玉）ヘヤナウ。」（と退場する）

尊「依【つ】テ（而ハ）装束ヲ改メ、神拂【い】ニ（尔）拂ヒ（比）申サン（佐牟）。」（と見えをきつて入る）
ここで鬼子等登場。

次に胴は、道化の調子になり、魔王、鬼子等（三人）出て、道化舞。その舞の中に、三人三本の竹を持つて様々な舞方をするが、五請楽の胴で三本の竹を三人の間で組合た（ママ）解いたりするところはこの舞ひの一つの見所であり。岩手県の鬼劔ばいの一部によく似ている所である。

次に竹を捨て、一舞ひあり。皆座して、腕・足座相撲等して疲れて皆その場横臥す。胴がせめ・に・変る。

次素戔嗚尊出現して、戦ふ。最後に責は魔王を足の下に踏みつけ、太刀を大上段に翳し、

尊「此国ハ神国ナリ。幾度来ツテ妨ゲヲ爲ス（トイ）エドモ、吾又如是。依テ（而）二度（夕度）来テ害ヲ不レ為者、汝等一々手形ヲ出セ（セヨ）。然ラバ六天ヘ返スベシ。如何ニ〜。」

筆者注 右の素戔嗚尊の神謡は、『昭和六〇年代本』では「此國は神國なり。汝等此國に来て害を為さずんば、一―手形せよ。然らば六天へ返すなり。如何に〜」となっている。

魔王「御救免〜。然ラバ此国へ二度と来つて害ヲナサズ仍テ手形ヲ差（指）上ン。【御救免々々々々。】」

八、五矢 須佐男命（素戔嗚尊）＝牛頭天王＝志賀（須賀）神社の御祭神＝お天王さんの舞。

解説 命は出雲地方を一応平定して後、国土を遍歴した際、或る豪族の家に宿を借りやうとしたが、断られて困つてゐると、一農民が進んで宿をお貸し申上げた。そして藁を敷き、粟の飯を奉つたので、命は非常にこれをお詫びになり、且つ慈しんで、種々の教へをなされた。そ（ママ）二、三を上げると「蘇民將來子孫門戸」と書いて門に立て置けば疫癘の難を除くとか。旅立つ時の道饗（今の餞別の意）して送るとか。旧六月の青田に青馬を作り繫げば、天王が乗り廻つて作物の衆毒を祓ふといふ（今も佐沼のお天王さんではキウリで青馬を作る風習がある）こと。この神樂では、五本の矢で諸々の害を祓ふ意味を表現してゐる。

神謡

天王 「再拜々々由所【掛巻く】モ我國初【つ】テ後、二柱ノ御神国津神【主】ヲ生【ま】ントテ、一女三男ヲ生【み】給【玉】ウ。三男メ【目】ノ牛頭天王【須佐男命】トハ自ガコト【夏】也【なり】。」

と、一の座に控へる。

次に鳥甲の「今貞」が右手に扇、左手に弓と矢を持つて地舞一めぐりして。

今貞 「再拜々々【と】敬テ白【す】、夫吾ガ君牛頭天王【須佐男命】ノ臣ニ今貞トハ自ガ夏【こと】ナリ。夫【そ】レ【天王ハ神ノ御代ヨリ以来、根ノ国足立国迄久敷【まで久しく】経歴座シケル。或時日暮【れ】テ巨旦ニ宿ヲ乞【は】セ給ハバ、不仁ニシテ不奉_レ奉_レ貸、蘇民ハ貧ウシテ奉_二宿貸_一。粟_ヲ藁_ヲ敷キ粟ノ飯_ヲ奉_レバ、天王大イニ慈【し】ミ給イ、種々ノ教ヲ為シ給【玉】ウ。蘇民將來子孫門戸ト書【き】、門ニ立置バ【立て置けば】疫癘【の難】ヲ除クベシ。又境ヲ越ント思フ時ハ、神ニ四手ヲカケ、道饗【道拍手】シテ送ルベシ。又六月

ニ至【つ】テ青馬ヲ造【作】リ、田畠ニ□バ〔繁ハ〕【繋ぎおけば】、天王乗廻【つ】テ作物ノ衆毒ヲ祓給
〔玉〕フ今ノ世迄伝へ来【つ】テ神代ノ古事也【なり】。】

胴「笠召君、笠召君、相笠召〔セ〕笠召君、相笠ノ取次取斗ハ吾コソ脱カ、神ノ子ナレバ。」

今貞「弓取レ君」

天王「箭取レ今貞」

この神諷は今は胴方で唱へてゐると本吉法印神楽ではいふ。

次に又かぐらの胴で矢を五方に射放つ。

天王「此所ニ来ルマジキ者鬼神魔王飢渴ノ難、疫癘ノ難、自ラ〔カ〕【五行の】矢一ツニテ射祓【つ】タリ。矢

ツボ印〔取り〕シタカ今貞」

今貞「應速ニ執ツテ、訖度験シテ参リタリ。我君御弓ノ疲レモ御座スラン、御酒一ツ進メバヤト存ジ候」

天王「杯ノ塵ヲ取タカ今貞」

今貞「應速ニ取【つ】テ参リタリ」

次に今貞は天王に杯を献じ、これに御神酒を三度に注ぐ、それで両手を突き

今貞「龍宮ノ中ノ瓶ナル辛御酒、鑑【爛】試ミテ君ニ参ラス」新に又二度杯を満して、

今貞「西ノ海其浦々ノ悦昆布〔與呂昆布ヲ〕、汐試ミテ君ニ参ラス」

天王・今貞「千早振^留石^乃鳥井^尔注連張^男今日^異後^波阿久麻【悪魔】来^良〔牟〕」最後に次の神諷に参るのであるが、

今は変つてゐる。

天王「此【の】弓ハ何其ノ弓ト人間ハバ悪魔ヲ攘フ桑ノ弓トゾ」

九、鬼門

解説 素戔鳴尊、諸国を行廻り給ふ時、魔王（五矢の時の今貞の神謡中にある巨旦）の門戸を破り諸魔を悉く退治する体の舞で、各地方の神楽共秘伝とされたものではあるが、他地方のものは相当型崩してゐるけれども、当本吉のものは今尚完全なもので残つて居ることは甚ばしい。尚この神楽には神謡は無く、型本はやはり当神楽会のもののみが残つてゐるので、前同様記録して置く。^⑩

十、日本武

・解説 天叢雲劔を熱田宮に齋祀つたのに、山の悪気が少女に変化して命に仇しやうとして、彼の宝劔を霞取つたので、これを退治して、その宝劔を取返し給ふの体。この舞だけが人代の事を素材にしてゐるのが不思議である。尚此の種の女人が邪氣に変ずる神楽は、南部神楽や、山伏神楽にもあることで、これ等との交流があつたのではないかと思はれる。

・神歌 森遠ク譬ヒ山路ヲ隔トモ 思ヒヲ残セ吾モシノブニ

花サカバ故郷へ帰ル梅ノ花 モノ憂里ニ散ヲシサヨ（気仙沼神哥本「日本武」）

・神謡

ネリ調子で岩永姫出る。四方切りから三の足まで舞い、扇を開いてひと舞して神謡に入る。

姫「自ハ此里ニ住ム【大山津見の神の息女】岩永姫ト申者ニテ候【すなり】。然ルニ皇ノ大御神、御秘ノ

八咫作ノ御身影、邪鬼魍魎ヲ退ケ身ノ守護神ト成セ【リ】給フトカヤ【よ】、是ヨリ拜シ奉ランヤナウ。」

筆者注 『陸前濱乃法印神楽』では、右の岩永姫の神謡は「自ハ此ノ里邊ニ住タル少女ニテ候ガ西ノ八咫

作ノ御神影邪鬼魍魎ヲ退ケ、身ノ守護神ト成玉フトヤ、畏（モツタイナク）モ是ヨリ拜シ奉ンヤ

ナウ」となる。あるいは、その冒頭が「應自^{長波}大山祇^乃息女岩永姫」となる。

姫 「嗚呼等情ナヤ、吾ハ元ヨリ〈來〉邪鬼悪業ノ身、〈身ヲ〉包【む】トスレド神鏡ニ影アリ、忽チ邪者ト

〔異形あるいは邪者止〕現〈顯〉レタリ【給ふや】。」

姫 「〔早口に〕自ハ実ノ岩永姫〔應吾^嬰元來岩永姫〕〈應寔ノ少女〉ニアラズ、吾ハ是八重ノ壻合〈潮相〉ニ

住〈隱レ居〉【隠れいる】悪鬼ナリ。彼ノ宝劔ヲ盜【み】取り、尊へ仇ヲナサンタメはク化現セリ。」

と姫が宝劔を取つて入り。後尊現れて、

尊 「奴【自】ハ日本〈大日〉武尊〈是〉也。然ルニ素戔嗚尊一歳【一歳素戔嗚尊】出雲国ニ至リ〈テ〉籛ノ

川上ニ於テ、八岐【の】大蛇ヲ平ラゲシ【退治シ】時、大蛇ノ尾ノ先ヨリ〈為〉執【り】給【玉】フ叢雲

ノ劔、熱田ノ宮ニ奉納セリ。然ルニ【彼の】悪鬼女ト変ジ、彼【の】宝劔ヲ盜【奪】【盗み】取り、吾【尊】

へ仇【怨】ヲ爲【為作】【為さ】ントス、依テ【依而】【依つて】【自も】装束ヲ改メ、彼ノ宝劔ヲ取返サ

ント存候〈宝劔ヲ取返シ申サンヤ、あるいは彼^乃宝劔^乎取返^依存候〉【彼の宝劔を取戻さんと存じ候】。」

注―此の神楽で姫から悪鬼となつて尊と戦ふ時の面は化面を付けるのであるが、今前の如き化面が無くなり般若面を使用している。緋袴の股立をとり、宝劔を背にさし、赤の千早を鉢と扇との上につけて、これを高くかざして小きさみの早足でつ、つと出で一舞ひして、千早を尊に投げかけて、戦に入るのが他の舞ひと異なる所である。

十一・作々結

・解説 伊弉諾、伊弉冊夫婦二神の黄泉比良坂における争いを表現した神楽である。その争いとは。この二神が天の浮橋の上に立つて、天の瓊矛を以て海原を探りましたら、矛の先より垂落ちた潮が結んで一つの島となる。これが淤能碁呂島であり。二神はこの島に天降つて、八尋の殿を造り、天の御柱を廻つて八州の国産みをされ、主権者となる三神を産んだのである（天照皇大神、月読尊、素戔嗚尊：国産の前に淡路島と蛭子命を産んでゐるが、結婚の順序を誤つたので正式のお子様の中に数えられない）その後も諸々神々を産み、最後に迦具槌神（火の神）を産んだために身を焼かれて伊弉冊尊は黄泉国にみまかる（神避）のである。ところが御主人の伊弉諾尊はこれを悲しんで、追かけて行きましたが、黄泉比良坂（此の世と黄泉の境＝墓の入口）といふ所で入らふとする、入れまいとするして相争ふのである。冊の神は「この国の人民を日に千人づ、喰ひ殺しますぞ」と云へば諾神は「それならば日に千五百人づ、産れるやうにする」といふて争ひ遂に追ひ返されるのですが、最後には夫婦の愛情から発したことなので「人知らで肌衣に結ぶ岩田帯心づくしの人を待つらん。」と云ふて戦いを止めるのである。尚、結極（ママ）一日五百人づ、増すことになるので、日本人のことを「天の益人」と呼ぶのはこの爲か。

作々結

一、夫【れ】天神七代目、伊弉諾、伊弉冊ノ尊、国土ヲ生【ま】ントテ天ノ浮橋ノ上ニ立テ【ち】、天ノ瓊矛ヲ以【て】海原ヲ探リ玉【給】ウ時、矛ノ鋒【先】ヨリ垂【り】落【ちし】潮結【び】テ一ツノ嶋トナル。碓馭【碓能碁呂】島是【れ】也

【筆者注】『昭和六〇年代本』では、右の神謡の直後に次の尊の神謡が挿入されている。

尊 「然るにこの島に悪鬼住み、胴は一つ頭は五つ、此れを名付けて五鬼大人と称す。両眼の耀くと日月の如し、人民を喰盡し惱ますこと夥し、依つて自らも装束を改め、彼の悪鬼を退治申さん。」

一、其御時二柱ノ御神、此ノ島ニ天降、八尋ノ殿造リ、天ノ御柱ヲ立、爲夫婦シテ、肌衣ニ岩田帯ヲ結び、国土萬物ヲ生ミ給フ也（生也）

人知ラテ 肌衣ニ結ブ岩田帯 心ツクシノ人ヲマ（モ）ツラン

一、其御時二柱ノ神言ク、天カ下ノ主ヲ生ント議シ玉ヘテ、即大日靈尊ヲ生玉フ。是国津主ノ始也

一、（悪）只今大神生出玉ウ〜

一、天照皇大（太）神ト齋奉リテ、国津神ノ始也

知慶一人 太神一人 責二人

十二、宇賀

解説 宇気母知神（宇迦之御魂）の舞。うか・は清浄な食物のことで米を意味する。この神様は歳神様の御兄弟であり、お稲荷さんの御祭神である。この舞は、宇気母知の神様が稲を作る動作を仕組んだものであるが、それを邪魔する魔王が現れ、これを素戔鳴尊が退治するのである。この舞の中で、前舞姫の舞（宇迦之御魂）の際に、魔王が出てきて、姫の持つてゐる玉をうばおうとする所がある。これはお稲荷さんと狐との関係であつて、狐はお稲荷様の眷族であることから、眷族信仰で、狐がお稲荷さんだと間違つた見方を（ママ）人が案外多いのである。尚この舞には型も神謡も記録としては何処の神楽にも無い、と同時に（ママ）の舞ひは何処でも舞はれてゐる舞ではない。当神楽会でも、舞ふ人に依つて多少違うので、或る部分は口伝、或る部分は見まねで覚える

のである。と同時に、舞手が苗代作りから稲刈が済み、お田ノ神様に感謝のお祭をする迄の過程を所作で表現はするのであるが、その間ちよい／＼胴に物語りかける。それもその舞手が、その都度、その時その場で創作して話かけるのである。それで神謡が定められてないのであると思はれる。

十三、蛭子¹³

西の宮の舞ともいふ。天照皇大神の御兄弟で、五体がかたまらない（蛭子）ので海に捨てられた神様であるが、海上守護の神様となる。舞も神謡も美しく且つ哀れである。次に神謡の解釈を行うことにより、この舞の解説になると思ひ次に誌す。

- 一、あれに見える雲のむかう乃山の端に、雪は五色に見えるわい。
- 二、あれに見える山の林の白雪は、春を限りと待つてゐるであらふが、私の鬚の白いのは何時を限りと待つのであらふか。
- 三、花の咲いてゐる麓への路を知るべにして、吉野の山を出ましやう。
- 四、五十島や八十島と沢山の島があり、しかもそのまはりの海は豊で、浪風も静かに見える船路に棹さして舟をこぎ出た。
- 五、この西の海その浦々に往馴れて、共に年とつた松に腰かけて、四方の景色をながめながら釣糸を垂れましやう。——ここで鯛コ釣りの赤面コが出て来る。——
- 六、胴　こんなにい、海に釣していらつしやる神様はどなたでしやうか。

私の事ですか。

胴 さうです。

さて、私は、西の宮に千萬年も住馴れた翁です。額には四海の浪のやうなしわを寄せ、腰は弦のない弓のやうにまがり。神様方には和光同塵の誓を申し上げ、佛様には随縁利生を語合つてゐる者です。こちらこそ、彼方のことは知りません。

七、胴 西の宮に住んで居るなら、西の宮の由来をお話下さい。

抑も西の宮と申しますのは、天照大神の御兄弟の蛭子の神と申しまして、三歳まで足が立なかつたので、天の磐椽樟舟に乗せられて、海原に流されたのです。父母神様方はどんなにか哀れに思はれたことでしょうか。三歳になつても足が立たなかつたんですもの、そして又非常に憐みの深かつたことは、この広い海原を私に譲つて下さつたことは、今もつく／＼と有難いと思つてゐます。ですから私は海上擁護をお誓ひすると共に、五穀豊穰四海泰平を祈りながら、舟に帆を揚げて、西の宮へと急いで参ります。……退場。この後蛭子の釣つた詞を赤面コから買う。出買の道化が出て来て、商賣のかけ引きをし、シヤンシヤンシヤンと手しめをして幕となる。

へ 岷ニ見へケル／＼ 雲ノ見越ノ山ノ端ニ雪ハ五色ニ見へニケル。

へ 岷ニ見へケル／＼ 嶽ガ【の】林ノ白雪ハ、春ヲ限リト待ルベシ。

吾等ガ鬚ノ白キノハ、何時ヲ量リニ待ツルラン（量リニ待ルカナ、あるいは量待天待津留良幸）。

へ 花ノ麓路ヲ知縁ニ【と】テ／＼ 吉野ノ奥ヲゾ出ニケリ。

〱五十島ヤ八十島ヤ 幾島翔【け】テ船人ノ 四海豊ニ浪風毛静ニ見ユル船路トテ 舟ニ樟【差】シ出ニケル【り】。

〱西ノ海、其浦【島】々ニ往馴【れ】シ、共ニ歳フ【へ】ル老松ニ腰寄セカケテ打詠【眺】メ、卒急釣ヲ垂【れ】玉【給】フ。

洞 「彼程貴キミタラシニ何トテ釣ヲシ玉【給】ウゾ、如何成御神ニテマシマス【ヤ】」

翁 「〔禮〕〔さて〕此方ノ事ニ候カ【をのたまふか】。」

洞 「サン候」

翁 「偕自ト申ハ、抑西宮ニ萬世久敷【く】往馴【れ】タル翁ナリ。額ニ四海ノ浪ヲ疊ミ、腰ニ弦ナキ弓ヲ張【り】、神ニ逢テハ和光同塵ノ誓イ言、佛ニ会シテハ随縁利生ノ物語リ、此方コソ彼方ノコト【夏】ヲ知ラザルナリ。」

洞 「西ノ宮ニ久シ【敷】ク住玉【給】バ【へ】、西ノ宮ノ由来ヲ御物語リシ玉【へ】玉イヤナウ【玉へや】。」

翁 「抑西ノ宮ノ由来ト者、二神三郎蛭兒ノ神兒トテ、三歳迄ハ足立タズ【して】、故ニ、磐櫂樟舟【天の磐樟舟】ニ乗セラレテ、【大】海原ニ放サレ玉【給】フ【は自ナリ】。父母ハ如何ニ哀【れ】ト思【フ】ラシ。三歳ニナレド足タタズシテ憐ミノ深キ千尋ノ海原ヲ譲リ得【ん】トヤ今モ知ルベシ。依【面】海上擁護ノ誓イタリ元来土【もとより釣魚】ノ徳タル故、五穀ノ熟【実り】ハ猶守リ風雨ノ荒キ【シ】モ静メツ、【商売繁盛当浜大漁】四海泰平【舟に】帆ヲ揚テ【げ】、西ノ宮ヘト【ゾ】急グ也【なり】。」

○鈎弓神語

十四・鈎弓^①

あまりにも有名な海幸彦、山幸彦の舞であり、解説を要しないものと思ふ。

彦火火 「應自^{良波}彦火々出見命^{奈里}兄火乃^乃關降^乃照命^乃持^{多留}鈎針^乎自^良貸給^比〔一〕魚鈎^里樂^美申^{佐牟}」

關降 「應自^{良波}火乃^乃關降^乃照命^{奈里}彦火々出見^乃命^乃持^{多留}〔ち〕弓矢^乎吾^尔貸給^比〔二〕小多加賀里^乎須^比」

樂〔一〕美申^{佐牟}」

關降 「應彦火々出見^乃命^{與里}借^貸里^{多留}弓矢^乎以^乎小多加賀里^〇〔狩^乎須^比〕樂^美申^{佐牟}」

彦火火 「應兄命^尊借^貸里^{多留}鈎針^乎以^乎魚鈎^里樂^美申^{左牟}」

彦火火 「應兄命^尊借^貸里^{多留}〔加里〕借^里鈎針^乎以^乎魚鈎^里樂^美給^比〔一〕魚鈎針^乎取^良如何^{止志}兄命^辺〔尊^比〕

伊々波那^須伊々波氣^須乃^布」

關降 「應彦火々出見^乃命^尔物申^左〔佐牟〕

彦火火 「應此^{礼波}何事^尔候^布夜^一」

關降 「應彦火々出見命^{與里}借^貸里^{多留}弓矢^乎今返^乎〔貸〕類也^{なり}。然^{しか}〔止受〕取^給〔二〕夜^一」

彦火火 「應兄命^尊借^貸里^{多留}鈎針^乎只今返^須〔志〕奈里^然〔しか〕止受取^里〔給^比〕夜^一」

關降 「應如何^尔彦火々出見命^波此鈎〔釣〕針^波吾^が造^志鈎針^尔非^悲吾^が造^{利志}鈎〔釣〕針^比」

乎以^天返^志給^比〔二〕夜^一」

塩筒男 「應自^{良波}塩筒^{鹽火}男命^{奈里}天皇^能御神如何^{奈留}事^尔如此^{斯く}悲^し美給^布夜^一」

彦火火 「應自^{良波}彦火々出見命也^{なり}。兄火關降^乃關降^乃照命^{與里}鈎針^乎借^貸里^利魚鈎^里樂^美〔し〕美

給^比〔一〕魚鈎^尔〔釣〕針^乎捕^ら礼失^ひ故^{如此}悲^し美給^布也^夜〔二〕なり」

塩筒男 「應_レ偕_ル 呂波 左様_ル 候_加、鈎_レ鈎_レ針_手 御尋_{奈良波} 龍宮_之 息女_乃 豊玉_ル 姫_ル 御尋_{奈良婆} 候_はば 鈎_レ鈎_レ針_手

御手_ル 入程_ル 早_夜 龍宮_閉 入_世 給_比 夜_能 布_能

彦火火 「應_レ龍_宮 渡_ル 如何_{志呂} 渡_留 乃_留 乃_留

塩筒男 「應_レ龍_宮 渡_ル 眞奈志_乃 加津_比 眞_乃 無間_閉 勝間_乃 御船_ル 御乘_早 龍宮_閉 入_世 給_比 夜_能

彦火火 「應_レ然_{良婆} 老翁_乃 教_ル 從_比 早_夜 龍宮_閉 入_里 申_左 幸_乃

彦火火 「應_レ龍_宮 息女_乃 豊玉_ル 姫_ル 物_中 左_幸

姫 「心_自 自_{良波} 海_乃 綿_乃 津見_乃 神_乃 息女_乃 豊玉_止 姫_申 然_{奈里} 天皇_乃 御神_{如何} 天降_世 給_布 乃_能

彦火火 「應_レ自_{良波} 彦火_乃 々_乃 出見_命 兄_乃 火_乃 關降_乃 照_命 命_与 釣_針 借_貸 魚_手 釣_里 樂_乃 給_閉 乃_能

魚_手 鈎_レ鈎_レ針_手 捕_ら 失_比 多_留 故_吾 帯_世 留_乎 以_乃 鈎_レ鈎_レ針_手 造_里 返_止 雖_い え_ど も_兄 中_々

承引_{世受} 余儀_議 老翁_乃 教_ル 寄_里 是_乃 迄_尋 来_多 里_何 止_{如何} 尋_尋 乃_能

姫 「偕_意 波_乃 左様_乃 御尋_{奈良婆} 吾父_乃 委_{志久} 御尋_候 得_レ 鈎_レ鈎_レ針_手 御手_ル 入程_ル 先_々 此_方 入_良 世_給 乃_能

彦火火 「應_レ然_{良婆} 取計_乃 程_頼 申_左 幸_乃

注 当神楽では蛸は赤面コ、鯨はおかめを用ひる。

タコ 「是_々 是_れ 是_れ 御_鯨 殿_命 尊_様 ハ_余 リ_長 イ_々 御_逗 留_鈎 針_ハ 速_ニ 尋_不 出_サ レ_タ

カ、何_ヲ ナ_サ レ_テ 御_座 モ_ノ デ_ア ロ_ウ ナ_ダ カ_ナ ア_リ

フク 「此_の 蛸_サ ン_カ 如_ク 知_ヌ 此_の カ、毎_日 ノ_御 楽_ミ

タコ 「夫_の 蛸_サ ン_カ 如_ク 知_ヌ 此_の カ、毎_日 ノ_御 楽_ミ

- フク 「種々先【づ】ハ御酒宴、或ハ御咄シ」
- タコ 「其御咄〈嘶〉ハ何ソ【か】面白イ御咄ハナカツタカ」
- フク 「毎日ノ御咄〈シ〉【で、此ノ方ノ親【父】様ト、何〈阿〉【彼】ノ方【の】命〈尊〉様ト、ライラカ【の】所詮分【わか】ラス御咄〈シ〉ガ多クテ」
- タコ 「ソレ【夫】デモ少シ斗リハ聞イ〈へ〉【キ得】タ咄モ有リソウナモノ【ん】ダガナ」
- フク 「夫ヨく、扱【て】命〈尊〉様ノ兄様ハ根性ハ【が】悪クテ、命〈尊〉様へ怨ヲ為ス神ダト此方ノ親父様ノ御見通シ、皆怖入ツテジヤ【のことさ】。鉤【針】ヲ返シ玉【給】ウニモ、必ず手渡シニ遊【ば】スナ、近ク向【つ】テ渡シ玉【給】ウナ、遠ク御座【し】テ、マヂチ、ホロビチ、ヲトロイチ【おぼち、すすち、まちぢ、うるぢ】、ト言【つ】テ鉤【針】ヲ投玉へ【玉イ】【げ返し給へ】バ、逆心忽チ顛ル。其時潮溢【満】瓊ヲ投【げ】玉【給】へバ、忽チ海ト成リ、其時兄貴ハ、助ケ玉【給】へ、下部ト成【る】ベシト云フ【へル】時、又潮濁瓊ヲ投【げ】玉【給】へバ、其儘【忽ち】陸ト成【る】ベシト訓へ玉【給】ウ」
- タコ 「ドウデモ年老タケテ、左右云【の】コト〈夏〉ヲ定執【さとつてのこと】カ、夫ナレバ干珠満珠ヲ御彦様へ上ルトカ、扱【て】合點ノナイ【いかぬ】コト〈夏〉、夫ハ偽ダロウ【んべ】」
- フク 「夫ニハ深イ訳ガ有【る】」
- フク 「御姫様ハ御男子ヲ御懐胎、夫【それ】ハ命〈尊〉様ノ御胤デ、日本ノ主〈シ〉ト成玉【給】ウコト〈夏〉ヲ親父様が速定撰【さとつ】テノ御コト〈夏〉ジヤ」
- タコ 「夫【それ】ハ中々下ニ【も】置レヌ發明ナ親父様ダガ、夫【それ】ニハ又ツマラスコト〈夏〉ガアル」
- フク 「夫ハ又ドウシタコト〈夏〉デアロウ」

【筆者注】 右のフクの神謡は、『昭和六〇年代本』では「ふう、又どうして」となる。

タコ 「夫〈去〉【それ】ハ兄ハ主ト成ベキニ、弟ヲ主トスル様ニ訓ユルトハ、親父様ノ了簡ハ聞ヘヌ〜」

フク 「夫ニハ品【々】ノ有【る】コト〈更〉、命〈尊〉様ノ御祖父様ガ、御彦様ヘ御神系ヲ御譲〈遜〉リ遊シ

タト言【ふ】コト〈更〉ダケナ【からのことや】】

タコ 「夫デハ兄殿モ違背ヲ云フコト〈更〉ハナ【ア】ルマイ〈カ〉ナ」

フク 「夫デモ元来大悪性ダカラノコト〈更〉サ」

タコ・フク 【辭速【いやはや】天ノ神デモ地ノ神デモ、何デモカ【ん】デモ由断ハナラヌ〜】

命 「汝等親子ノ情ニ〈依〉テ、鉤【鉤】ハ吾手ニ入候程ニ、速ニ婦朝スル也【なり】」

姫 「扱ハ幾度カ留メ奉ン【上ン】、セメテハ今年斗ハ〈斗リ〉【ばかり】、御留リ玉【給】ヘヤナウ」

命 「今迄親子ニ留メラレ、不レ量三歳此地ニ留マリ、何ノ不足カ有【ら】ン」

姫 【〔応〕 恥ナガラ〈乍羽束師〉【恥しながら】、皇ノ御胤胎内ニ宿ラセ給フ【給_{布止與}】、【せめて】誕生迄

御止マリ玉【給】ヘヤナウ」

命 【〔応〕 扱【て】ハ左様ニ候カ、此地ニテ誕生ナラバ、我【が】国ノ主〈シ〉トハ成難シ、吾国ニ来【つ

テ産玉【給】ヘヤナウ」

姫 【〔応〕 然ラバ是非モナシ。名残惜クハ候得共、日頃ノ御物語承ル上ハ、誰【何】カアラン、玉珠【珠玉】

ヲ【捧げ】奉【ら】ンヤナウ」

尊 「是ハ重ネ々々ノ深キ情ケ、忘【れ】方ナシ、サラバ〜」

姫 「嗚呼等名残惜ノ御君、名残惜ノ御命〔尊〕ヤナウ」

闌降 「〔応〕吾ハ火闌降〔照〕命〔尊〕也〔なり〕。彦火々出見命ニ〔尊エ〕物申サンヤナウ」

彦火火 「〔応〕是ハ兄、久〔し〕クトテ対顔、何ノ恙無キヤナウ〔候ヤ〕」

闌降 「辞〔いや〕何ノ恙無キ、弓矢ヲ返セシハ四年以前、鈎〔鈎針〕ハ何トテ延引シ給フゾヤ」

彦火火 「應々失〔ひ〕タル鈎〔鈎針〕ヲ糺シテ是迄年月ヲ経タリ。只今返ス也〔なり〕、慥ニ〔糺シテ〕慥

受取〔り〕給〔玉〕ヘヤナウ」

闌降 「然ラハ受取ルナリ〔らん〕。耽ト渡スベシ」

彦火火 「貧鈎、□〔滅〕鈎、落薄鈎」

闌降 「辞投〔げて〕返ス〔と〕ハ無礼至極、無礼千萬〔、やさ不順の至り〕」

闌降 「是々〔応々〕赦シ玉〔給〕ヘ、吾ハ臣〔下臣〕トナラン、助ケ玉〔給〕ヘ、怨敵〔憎〕ハセヌ、手向ヒ

〔敵悪〕ハセヌ」

十五、 火々出見・鷓鴣草葺不合命出現¹⁶

解説 この舞は、前の「鈎弓」の後を受けてゐるもの、即ち豊玉姫がお産の為、本島に来て産屋を営む、その産屋を見るなど云ふのに火火出見命が見ると蛇牀の中に王子が遊んでゐる。これを見て、この産屋を打破るといふ舞ひ。こゝでの見場は、豊玉姫の子別れの場である。当地方では「おほこなし」とも云ふてゐる舞ひである。

・ラキツ鳥鳴着ク鳥ニ我ガイネシ 妹ハワスレ(ラ)ジ 夜ノコトゴトモ
 ・明玉ノヒカリハアリト人ハイエド 君ガヨソイシ 貴クアリケリ
 ・人コトニ ウブヤニナラベ フキモアヘズ 神モ生レシ ウノ羽トゾキク(気仙沼神哥本「火火出見」)

豊玉 「自ハ海【綿】津見(ノ) 神ノ息女、豊玉姫ト申スナリ、然ルニ吾君【彦】火々出見命(尊) 御帰国ノ砌リ要【契りし】言ヲ違ハズ、産屋(室) ヲ営ミ玉【給】ウ【とよ】。産屋ノ内必ズ視座ス事アルマジキヤナウ(穴賢恨ミ申サンヤナウ)」

高舞台のあるときは、橋を渡つて是に入る。

火々出見 「天臨降臨(吾ハ)彦火々出見命(尊)是也【なり】。然ルニ婦人安産ノタメ、海辺ニ鸕羽ヲ以テ産屋ヲ造リ【らい】、日不レ合内【来まづき所に】来【つ】テ見ルコト(亘)ナカレト契リシガ、如何疑【は】シ。依【つ】テ産屋【の内】ヲ見バヤト存【じ】候」

火々出見 「應産屋ノ内ヲ見給フニ、婦人百千ノ鱗ヲ現シ異形タリ、中ニ出生ノエイ【嬰】兒ヲ懐キ、然ルニ彼ノエイ【嬰】兒乍去【さながら】ヲソ【恐】ル、気色ナシ、依【つ】テ装束ヲ改メ、始終ヲ見ハヤト【彼の産屋を打砕かんと】存【し】候」

豊玉姫が人形(王子)を抱き、扇を持添へて産屋から出てくる。後に玉依姫がついて出る。

豊玉 「応】如何ニ玉依姫、自ハ龍宮へ帰也。此王子汝【は御身】か爲ニハ甥子也【なり】。カナラズ(育テ給(玉)へヤ。吾ハ海津見(海津宮)【綿津見宮】へ帰ル也【なり】。)

玉依 「応】扱ハ【此の】王子ヲ捨置【て】、龍宮(龍土)【綿津見宮】へ帰ラセ給(玉)フトハ、嗚呼等

〔コハ〕情ナヤ恨メシノコト〔夏〕トモヤナウ

豊玉 「恨ムトモ」流石別レヤ思フラン、荒キ渚ノ浪ノ立静爾〔に〕

注 この神楽□は豊玉姫と王子の別れの場面である

十六、所望分⁽¹⁷⁾

・解説 この舞は神楽として最も分布してゐるものと思はれる。四季（春夏秋冬）の中から土用を設けて、行^レ五を定めるまでの舞が行はれる勇壮な舞である。

・神諷

姫 〔心〕夫自ハ八十萬魂ノ尊〔命〕也〔なり〕。四季ノ神等ニ〔へ〕物申サンヤナウ

四神 〔是ハ何事ニ候ヤナウ（候フゾヤ）〕

姫 〔心〕自ハ面足惶根ニ神ノ性、天ノ八十萬魂尊〔命〕也〔なり〕。天ニ在〔つ〕テハ元氣土徳ノ神、

地ニ在〔つ〕テハ五鬼元土神、人ニ在〔つ〕テハ脾土元靈神〔にして〕、五行ノ神トテ四季ノ神ト

相並ブレ共、四季ニライテ領スル所ナシ。依〔つ〕テ自ラニモ四季ノ内分與へ給〔玉〕ヘヤナウ

姫 〔阿那多ハ如何ニ候ヤナウ〕

北ノ神（黒） 「我ハ天ノ八下ノ尊也。天ニ在テハ元氣水徳神、地ニ在テハ一徳元水〔ノ〕神、人ニ在テハ腎水元

靈神ニテ冬ヲ主ルコト〔夏〕ナレバ分遜ノコト〔夏〕成難ク候

姫 〔阿那多ハ如何ニ候ヤナウ（ソヤ）〕

南(赤) 「吾ハ天ノ三下ノ尊(命)也、天ニ在テハ元氣火徳神、地ニ在テハ二儀元火神、人ニ在テハ心火元

靈神ニテ夏ヲ主ルコトナレバ、少シモ成難キ事ニ候」

姫 「阿那多ハ如何ニ候ヤナウ」

東(青) 「吾ハ天合尊也、天ニ在テハ元氣木徳(ノ)神、地ニ在テハ三生元木ノ神人ニ在テハ肝木元靈(ノ)

神ニテ春ヲ主ルコトナレバ、中々以テ成難ク候」

姫 「阿那多ハ如何ニ候ヤナウ」

西(白) 「吾ハ天ノ八百日尊(命)也。天ニ在テハ元氣金徳(ノ)神、地ニ在テハ四殺元金神、人ニ在テハ

肺金元靈(ノ)神ニシテ四季ニ於テハ秋ヲ領シ、一年三百六十日ヲ九十日宛四神ノ領スルコト(夏)

ナレバ少モ分與へ(ユ)ルコト(夏)、中々以テ成難キコト(夏)ニ候」

姫 「然バ是上ハ是非戰ヲ爲テモ領スベシ、装束ヲ改メ申サン」

筆者注

右に示した北ノ神(黒)「我ハ天ノ八下ノ尊也……」から姫「然バ是上ハ……」にかけての神謡および、
神々の登場の順番は、『昭和六〇年代本』では、次のように変更されている。⁽⁸⁾

東(青) 「(応)吾ハ天合尊也(命なり)、天ニ在(っ)テハ元氣木徳(ノ)神、地ニ在(っ)テハ三生元

木ノ神人ニ在(っ)テハ肝木元靈(ノ)神ニ(し)テ、春ヲ主(宰)ルコトナレバ、中々以テ

成難ク(き事に)候」

姫 「然らば是非もなし、」阿那多ハ如何ニ候ヤナウ(ふ)」

西(白) 「(応)吾ハ天ノ八百日尊(命)也(なり)。天ニ在(っ)テハ元氣金徳(ノ)神、地ニ在(っ)

テハ四殺元金神、人ニ在(っ)テハ肺金元靈(ノ)神ニシテ四季ニ於テハ秋ヲ領シ、一年

三百六十日ヲ九十日宛四神ノ領スルコト〔スル〕ナレバ少〔し〕モ分與へ〔ユ〕ルコト
 〔哀〕、中々以テ成難キコト〔哀〕二候」

姫 「応然らば是非もなし。」阿那多ハ如何ニ候ヤナウ〔ふ〕」

南〔赤〕 「応」吾ハ天ノ三下ノ尊〔命〕也〔なり〕。天ニ在〔っ〕テハ元氣火徳神、地ニ在〔っ〕テハ二儀元火神、人ニ在〔っ〕テハ心火元靈神ニ〔し〕テ夏ヲ主〔司〕ルコトナレバ、少シモ成難キ事二候」

姫 「応然らば是非もなし。」阿那多ハ如何候ヤナウ〔ふ〕」

北ノ神〔黒〕 「応」我〔吾〕ハ天ノ八下ノ尊也〔命なり〕。天ニ在〔っ〕テハ元氣水徳神、地ニ在〔っ〕テハ一徳元水へノ神、人ニ在〔っ〕テハ腎水元靈神ニテ〔して、四季に在っては〕冬ヲ主〔宰〕ルコト〔哀〕ナレバ分遜ノ〔け与えふ〕コト〔哀〕成難ク〔きことに〕候」

姫 「応」然バ是上ハ是非〔是非もなし、是上は〕戦ヲ爲テモ領スベシ、〔いざ〕装束ヲ改メ〔戦い〕申サン」

と荒々しく舞ひ、めぐり、跳上り、坐して袖を結び、鉾をとる。四神も立ち声をそろへ、

四神 「〔応〕然ラバ吾々モ装束ヲ改メ申ベシ〔物申さん〕」

と仕度をし、太刀をとりなほると、姫は中に居て、東の神より順に戦ひ、一まはり戦ひその場にめぐり、跳上り、坐し、この姫の中に四神が太刀を合せきまつた所に、元氣神と稱する黒阿面の神が現れる。

元氣神 「五行ノ神等如何ナル事ニテ〔斯く〕争〔い〕給〔玉〕フ〔や〕」

四神は太刀を引き、姫は坐したま、

姫 〔応〕自ハ四季ニ於テ〔八十萬魂命なり。五行の神とて四季の神等と相並ぶれども〕領スル所ナ

キ故〔く〕土ノ徳甚ダ衰フ〔ル〕。仍ツテ然ル間〔仍テハ〕〔仍ツテ〕自〔ら〕ニモ分與ヘ給〔玉〕
ヘト願フトイヘドモ相叶ハズ、是ノ如ク〔斯く〕相争フコト〔夏〕年久シ〔やなふ〕

元氣神 〔応〕吾〔自〕ハ天ノ御中至尊〔神〕也〔なり〕。先々劔ヲ鞘ニ納ムベシ。各〔々〕納メヨク。〕
〔四神〕 〔応〕然らば納むべし〕

元氣神 「吾ハ是〔れ〕天人地ノ大元〔氣〕神也〔なり〕。然ルニ五行神〔等〕相尅ス〔た〕ル故ニ時季定ラズ、
八十萬魂〔命〕ノ願ヒ至極餘儀〔義〕無キコト〔夏〕ニ候間〔へば〕、四季九十日宛ノ内ヨリ十八
日宛四土用ト號シ、八十萬魂〔命〕ヘ〔分〕与フ〔ユ〕ベシ、然ラバ一神ニ〔つき〕七十二日宛
ノ領日也〔なり〕

と、胴とりの哥、元氣神は五色の旗を待ち、地舞、この間に一同は袖を解く（哥とは次の気仙沼神哥本ヨリ）

・名ノミシテ姿ハ見エス 石ト金 打出スコソ カグ土ノ神

・アラワル、御名モタノモシ 影高ク カナ山ヒコヲ ウツス神垣

・草木マテ 埴山姫ノソダテ置キ 恵ヲ受テ スメル我国

元氣神 「各五方ノ主ト成テ四季ヲ主護シ、相尅ヲ相止メ、五行相生和睦ノタメ千代〔和睦〕ノ御神楽ヲ奏
シ退キ給ヘヤナウ」

〔筆者注〕 右の元氣神の神謡は『昭和六〇年代本』において、次のように変更されている。

元氣神 「先づ天合命は東方、八百日命は西方、三下命は南方八下命は北方、八十萬魂姫は中央となって、
五行の四季を守護すべし。五行相生のため和睦の御神楽を奏し退き給へや」

姫を中央に四神輪になつてみかぐら

十七. 空照 天神化生楽

十八. 普昭 地神化生楽

十九. 荒神⁽¹⁹⁾

二十. ニノ夜 この神楽と次の「橋引」は夜神楽に舞はれたもの、今は全く舞はれてみないが、こゝに誌す⁽²⁰⁾。

二十一. 橋引⁽²¹⁾

謝辞 本稿を作成するにあたり、本吉法印神楽保存会の岸浪 均氏（釣石神社宮司）、北上町女川法印神楽保存会の今野三千雄氏、上山八幡宮禰宜の工藤真弓氏、そして石巻市北上町の佐藤清吾氏より多大なるご理解とご支援を賜りました。また、資料の翻刻の際には勝間田晃嵩氏・剣持太暉氏・杉山南々子氏（いずれも帝京大学文学部史学科地理学コース卒業生）からご協力をいただきました。文末ではありますが、以上の皆様に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 本吉法印神楽保存会と北上町女川法印神楽保存会との関係性については、吉野(二〇二〇)を参照。
- (2) 一般に、法印神楽は契約講や個人などからの依頼があつてはじめて奉納されるものである。よつて、その奉納日時・場所は年に応じて異なる。以下、本稿では本吉法印神楽保存会と北上町女川法印神楽保存会を「両保存会」と称する。
- (3) THE SANKEI NEWS 記事【想う一〇月】石巻市長面地区、北野神社宮司・高橋範英さん(六八)による。https://www.sankei.com/article/20181012-4MWVBMFYOXFP57CY2P3X3NDBS7ZQ/ (二〇二一年一〇月四日最終閲覧)。
- (4) 各演目の内容については本稿の「三、本吉法印神楽の神謡の比較」を参照。
- (5) 釣石神社の岸浪 均宮司によると、近年、本吉法印神楽保存会では、新築祝いの場で「荒神」を奉納したという(電話での聞き取り調査による)。
- (6) 『昭和四〇年代本』中の「一・初矢」の解説文は、上町法印神楽保存会編(二〇〇四)の「初矢」の解説文の前半部分とほぼ同一である。これは、本吉法印神楽保存会と上町の神楽団(保存会)との間で交流があり、両者が神楽の解説に関する情報を共有していたことによるものと推察される。
- (7) 「胴取り」が「(へ)おもしろし、かみあそび」の部分で唱える。「2. 萬(へ)ツ」代の種類はあれども句句(へ々)洒馳を、親と定めし神の代としれ。」に続く「(へ)おもしろし、かみあそび」も同様である。なお、「胴取り」とは法印神楽において太鼓を担当する者のことを指す。これをつとめることが許されるのは、神楽に関する知識・技術を十分にそなえた年長者のみである。ちなみに、北上町女川法印神楽保存会では5つ目の神歌の後半で、胴取りが「檜木・杉木・榊の元木」と詠ずる。
- (8) 本田(一九三四)では、胴取りが「何レノ神力障り有ルベキ」の部分で唱えている。
- (9) 両保存会によると、「(へ)物事ニ……」と「(へ)三 頼モシナ……」の神歌の後半部分は、胴取りではなく、舞手がうたいあげる。
- (10) 現在、他の法印神楽保存会でも「四天」を奉納しているという。
- (11) 牡鹿法印神楽の演目「叢雲」では足摩乳が母、手摩乳が父という設定になっており、本吉法印神楽の「叢雲」に登場する足摩乳・手摩乳とは性別が逆になっている。「陸前濱乃法印神楽」によると、気仙沼に伝わる秘曲「紫雲」に登場する両者の性別は『昭和四〇年代本』・『昭和六〇年代本』と同一である。

- (12) 「鬼門」では素戔鳴尊役の舞手が綱を切断する場面が見所のひとつになっている。「昭和六〇年代本」には「綱その物が諸魔を現わしている」とある。
- (13) 『昭和四〇年代本』の「十三、蛭子」の項目には、『陸前濱乃法印神楽』の一八二〜一八六頁から引用した神謡・付記などが記されている。ただし、その漢字・送り仮名・語尾などは『陸前濱乃法印神楽』のものとは若干異なる。なお、本稿で示した『昭和四〇年代本』の「十四、鉤弓」・「十五、火々出見・鷓鴣草葺不合命出現」・「十六、所望分」の各神謡についても同様のことが言える。以上の事実から、昭和四〇年代に本吉法印神楽保存会は『陸前濱乃法印神楽』記載の神謡を参考に一部の神楽を奉納していたものと考えられる。
- (14) 『昭和四〇年代本』の「十四、鉤弓」の項目には、『陸前濱乃法印神楽』の一九二〜一九八頁から引用した神謡が掲載されている。前掲(13)参照。なお、本田(一九三四)はいくつかの神楽団の神謡を引用して演目「鉤弓」を紹介している。本稿で示した「十四、鉤弓」の神謡の前半部分(彦火火出見尊・火闌降命・タコ・フク)は『遠藤氏本』記載のものだが、後半部分(命・姫・彦火火出見尊・火闌降命)は牡鹿法印神楽のものであろう。なお、現在、本吉法印神楽保存会、ならびに北上町女川法印神楽保存会では「鉤弓」を奉納していない。両保存会ではこの演目の復活を願っているようである。
- (15) 本田(一九三四)ではこの神謡を彦火火出見尊が唱えている。本来は『昭和四〇年代本』のように火闌降命役の舞手が唱えるべきものであろう。
- (16) 『昭和四〇年代本』の「十五、火々出見・鷓鴣草葺不合命出現」の項目には、『陸前濱乃法印神楽』の一九九〜二〇二頁から引用した神謡が記されている。前掲(13)参照。現在、この演目は「産屋」の名で親しまれている。
- (17) 『昭和四〇年代本』の「十六、所望分」の項目には、『陸前濱乃法印神楽』の一六七〜一七一頁から引用した神謡が綴られている。前掲(13)参照。
- (18) なお東西南北(春夏秋冬)を司る四神は、牡鹿法印神楽と『昭和四〇年代本』においては北・南・東・西の順番で登場するが、戸倉伝来の『遠藤氏本』ではこれらの登場順が東・南・西・北になっている(本田・一九三四)。また、『昭和六〇年代本』において上記の神々は東・西・南・北の順番で登場している。この登場の順番は、近代期以降、本吉法印神楽保存会から支援を受けていた雄勝法印神楽保存会のものと同じで、非常に興味深い。今後、各保存会の神謡を比較し、これらの間の交流の実態について検討する必要がある。

- (19) 『昭和六〇年代本』では「十九、荒神」を「火のみかぐら」と紹介している。
- (20) 『昭和六〇年代本』では「二十、二ノ夜」を「山の神楽・お産の神楽」と解説している。
- (21) 『昭和六〇年代本』では「二十一、橋引」を「渡会の川に架ける橋の木引き」と説明している。

参考文献

- 雄勝町教育委員会編『雄勝法印神楽』雄勝町教育委員会編、二〇〇〇年。
- 上町法印神楽保存会編『上町法印神楽』上町法印神楽保存会編、二〇〇四年。
- 神社新報社編『東日本大震災神社・祭り―被災の記録と復興―』神社新報社、二〇一六年。
- 千葉雄市「宮城県の民俗芸能（一）法印神楽」『東北歴史博物館研究紀要』一号、一七―五九頁、二〇〇〇年。
- 本田安次『陸前濱乃法印神楽』臨川書店、一九三四年。
- 宮城県教育委員会編『宮城県文化財調査報告書八十二集 宮城県の民俗芸能』宮城県教育委員会、一九八一年。
- 本吉太々法印神楽保存会編『本吉太々法印神楽』本吉太々法印神楽保存会、二〇〇四年。
- 吉野 裕「東日本大震災の被災地における祭礼文化の現況―宮城県石巻市北上地区を中心として―」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』一四号、一四九―一七三頁、二〇二〇年。

